

下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された本市の計画提案書（以下「本市提案書」という。）において、対象とする地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）に基づき国から交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、予算の範囲内において間接補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 本市提案書に定める地域をいう。
- (2) 対象施設 対象地域に所在する施設（敷地を含む。）をいう。
- (3) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (5) リース 契約の名称にかかわらず、初期費用ゼロサービス利用者が希望する太陽光発電システムを初期費用ゼロサービス事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を太陽光発電システムの販売会社に支払い、当該利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを太陽光発電システムの使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (6) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である初期費用ゼロサービス事業者が、対象施設に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該対象施設の所有者に販売するものをいう。
- (7) 初期費用ゼロサービス 次条第1項第1号に掲げる者が初期費用を負担することなく、リース又は電力販売による方法で対象施設に太陽光発電システムを設置するサービスをいう。
- (8) 初期費用ゼロサービス事業者 初期費用ゼロサービスを提供する者をいう。
- (9) 初期費用ゼロサービス利用者 初期費用ゼロサービスの提供を受ける者をいう。

- (10) サービス料金 初期費用ゼロサービス利用者と初期費用ゼロサービス事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
- (11) SBT パリ協定が求める水準と整合した、5年から15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (12) SBT i 世界自然保護基金、CDP、世界資源研究所及び国連グローバル・コンパクトの4者からなる共同イニシアティブをいう。
- (13) SBT認定事業者 SBT iがSBT認定企業として認める事業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象施設の所有者、対象施設の管理を委託されている者又は対象施設の所有者から補助金の交付の対象となる太陽光発電システム（以下「補助対象設備」という。）の設置について承諾を得ている者で、第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の日において、下関市環境配慮行動優良事業者として下関市から認定されているもの又は当該日において認定申請中であり、第11条第1項に規定する事業実績報告の日までに下関市から認定されているもの
 - (2) 初期費用ゼロサービス事業者
 - (3) その他市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
 - (2) 暴力団（下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と関係を有している者
 - (3) 代表者又は役員が暴力団員等（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者
 - (4) 本市の市税を滞納している者
 - (5) 補助対象設備について国、県又は本市が実施する他の補助金の交付を受けている者
 - (6) その他市長が適当でないと認める者

(補助事業の内容等)

第4条 補助事業の内容は、別表第1のとおりとし、その実施に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 初期費用ゼロサービス事業者が初期費用ゼロサービス利用者ととの間で締結する契約の種類及び要件は、別表第2に定めるとおりとする。
- (2) この要綱に定める補助金は、同一対象施設における、同一施工箇所の補助対象設備につき1回に限り交付するものとする。

(補助事業者等の責務)

第5条 補助事業者(補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者の場合は、初期費用ゼロサービス利用者)は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 導入した補助対象設備の実績報告までに再生可能エネルギー由来の電力(以下「再エネ電力」という。)を調達することなどによって電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること。
- (2) 環境省への実績値の報告等を目的に、法定耐用年数を経過するまでの間は、補助対象設備の稼働量データ(発電量、充放電量等)及び対象施設の電力使用量データの提出等を通じ、市が実施する調査に協力しなければならない。
- (3) 補助金の交付を受け補助対象設備を設置した者は、年間の発電量、余剰売電量及び設置場所の電力使用量を管理するシステムを導入すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市提案書の内容を実現するため、市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)に別表第1に定める補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、補助対象設備ごとに算出するものとする。

- 2 前項の補助金の額の算出に際しての補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該交付を申請する年度において市長が別途定める期日までに、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(事業者対象)補助金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び別表第3に掲げる書類(以下これらを「交付申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次条の規定による交付の決定の日以降に、補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(事業者対象)補助金事前着手届出書(様式第3号。以下これらを「事前着手届出書」という。)を市長に提出し、不備が無いことの確認を受けたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、交付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の内容の変更等）

- 第9条 補助事業者は、交付の申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金変更承認申請書（様式第6号）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次条に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 2 補助事業者は、交付の申請を取り下げようとするときは、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金取下げ承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前2項の規定による申請があつたときは、当該交付の申請の内容の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第8号）又は下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金取下げ承認通知書（様式第9号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定による交付の申請の内容の変更に伴う補助金の額の増額は行わないものとする。
 - 5 第3項の規定による交付の申請の取下げの承認があつた場合は、当該交付の申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
 - 6 補助事業者は、第11条第1項の規定による実績報告書等の提出が同項に定める日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となつたときは、遅滞なく、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（軽微な変更）

- 第10条 前条第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
 - (2) 補助金の内容の変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの

（事業実績報告）

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施する年度の2月末日のいずれか早い日（その日が休日又は日曜日若しくは土曜日の場合は、その日前においてその

日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日)までに、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(事業者対象)補助金実績報告書(様式第10号)及び別表第4に掲げる書類(以下これらを「実績報告書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により補助事業者から提出のあった書類は、返還しないものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書等を受領したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(事業者対象)補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

- 2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(事業者対象)補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(書類の整備保管)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に関する財産管理台帳その他関係書類については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数の期間保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産の処分の制限等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（国交付要綱第 15 条第 2 号の環境大臣が定める処分を制限する財産に限る。）を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は同条第 3 号に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 13 号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 処分する財産の配置図及び写真

(2) 処分する財産に係る交付決定通知書及び交付額確定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業者から前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、環境省中国四国地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するとともに、当該補助事業者に対して下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金に係る財産処分承認通知書（様式第 14 号）により、通知するものとする。

4 前項の承認を受けた補助事業者は、国交付要綱第 15 条第 4 号の財産処分承認基準に基づき算定される財産処分納付金を、市長が定める期限内に市に納付しなければならない。

5 前項の場合において、期限内に同項の納付金の納付がないときは、市長は国交付要綱第 15 条第 4 号の例により延滞金を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

6 市長は、第 3 項の規定による審査において、正当な理由がないと認めたときは、その旨を記載した書面により補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該補助事業者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

(3) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 補助対象設備を法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。

(5) 前条第 1 項の規定による財産の処分の制限を、正当な理由なく遵守しなかったとき。

(6) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(7) その他この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金取消通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を補助事業者に命ずるものとする。

- 2 前条第1項及び前項の規定は、第12条の規定による補助金の交付額の確定があった後においても適用する。

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、当該金額が100円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを同項の規定により市長が定めた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

- 4 第2項の延滞金を納付しなければならない場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（検査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業等の実施に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（協力及び情報の公表）

第21条 補助事業者は、市長が地域の脱炭素化又は再生可能エネルギー導入の取組の成果を調査し、又は公表するときは、これに協力するものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 8 月 14 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 7 年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日までに、本市と協議を経て書面による届出を行った上で補助事業に着手した場合は、第 7 条第 2 項ただし書に規定する事前着手届出書の提出があったものとみなす。

別表第 1（第 4 条、第 6 条関係）

補助事業	補助対象設備	補助率	交付要件
再エネ設備整備	太陽光発電設備	1 / 2 （S B T 認定事業者にあつては 2 / 3）	国実施要領の別紙 1 2. 交付対象事業の内容ア 再エネ設備整備（ア）太陽光発電設備のとおり
基盤インフラ整備	蓄電池（業務用蓄電池又は再エネ一体型屋外照明用蓄電池に限る。以下同じ。）		国実施要領の別紙 1 2. 交付対象事業の内容イ 基盤インフラ整備（エ）蓄電池のとおり
	エネルギー・マネジメント・システム		国実施要領の別紙 1 2. 交付対象事業の内容イ 基盤インフラ整備（オ）その他基盤インフラ設備（自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム等）
省 CO2 等設備整備	高効率空調機器		国実施要領の別紙 1 2. 交付対象事業の内容ウ 省 CO2 等設備整備（テ）高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等
	高機能換気設備		
	高効率照明機器		
	高効率給湯器		

別表第 2（第 4 条関係）

リース	1 初期費用ゼロサービス事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額に相当する額がサービス料金から控除されるものであること。 2 初期費用ゼロサービス事業者が次に掲げる書類を備えていること。 (1) 前項に掲げる要件を証する書類 (2) 補助対象設備について処分制限期間の満了まで継続的に使用するために必要な措置等が講じられていることを証する書類 3 リース期間が処分制限期間より短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、初期費用ゼロサービス利用者が処分制限期間の満了まで継続的に補助対象設備を使用することが担保されていること。 4 初期費用ゼロサービス利用者に対して、次に掲げる事項が説明されていること。 (1) 初期費用ゼロサービス事業者が補助金の交付の申請をすること。 (2) リースの契約金額は、第 1 項の規定に従って補助金の交付額に相当する額が控除されていること。 (3) 第 5 条に規定する補助事業者等の責務に関すること。
電力販売	1 初期費用ゼロサービス事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額に相当する額がサービス料金から控除されるものであること。ただし、初期費用ゼロサービス事業者が山口県内に本社を有する企業の場合は、サービス料金から控除する額は、補助金の交付額の 10 分の 9 に相当する額とすることができる。 2 初期費用ゼロサービス事業者が次に掲げる書類を備えていること。 (1) 前項に掲げる要件を証する書類 (2) 補助対象設備について処分制限期間の満了まで継続的に使用するために必要な

	措置等が講じられていることを証する書類 3 初期費用ゼロサービス利用者に対して、次に掲げる事項が説明されていること。 (1) 初期費用ゼロサービス事業者が補助金の交付の申請をすること。 (2) 電力販売の契約金額は、第1項の規定に従って補助金の交付額に相当する額が控除されていること。 (3) 第5条に規定する補助事業者等の責務に関すること。
--	--

別表第3 (第7条関係)

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 様式第2号の補助対象経費が確認できる書類 (2) 法人の場合は、商業登記簿履歴事項全部証明書等（発行日から3月以内のもの） 個人事業主の場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のもの）及び確定申告書の写し (3) 市税の滞納なし証明書（発行日から3月以内のもの） (4) 建物の登記事項証明書（発行日から3月以内のもの） (5) 申請者が賃借人の場合は、賃貸借契約書の写し等 (6) 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として2者以上の見積書を提出するものとし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること。） (7) CO2削減効果の算定根拠資料 (8) 補助事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備ごとの工事期間及び導入時期が判別できること。） (9) サービス料金から補助金の交付額に相当する額が控除されていることが分かる書類 (10) 補助対象設備の仕様書又はカタログ (11) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの (12) 施工前の写真 (13) 年間想定自家消費電力量及び年間想定発電量の根拠資料 (14) その他市長が必要と認める書類

別表第4 (第11条関係)

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 契約書等の写し (2) 領収書の写し等。ただし、補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳書又はこれに代わるものを添付すること。 (3) S B T 認定事業者の場合は、それを証明できる書類 (4) 再エネ電力等を使用していることを証明できる書類 (5) 補助事業により導入した補助対象設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等が講じられていることを証明できる書類 (6) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真((3)の書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること。) ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ (2) 補助対象設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象設備及び補助対象外の設備が判別できる書類)又はこれに代わるもの (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し(例:メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、カタログ等)
蓄電池	(1) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真((3)の書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること。) ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のD C / D C コンバータ (2) 補助対象設備の実際の設置図又はこれに代わるもの (3) 出荷証明書、納品書、保証書等の写し

エネルギー・マネジメント・システム、高効率空調機器、高性能換気設備、高効率照明機器及び高効率給湯器	(1) 補助対象設備の設置後の写真((3)の書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認すること。) (2) 補助対象設備の実際の設置図又はこれに代わるもの (3) 出荷証明書、納品書、保証書等の写し
--	---